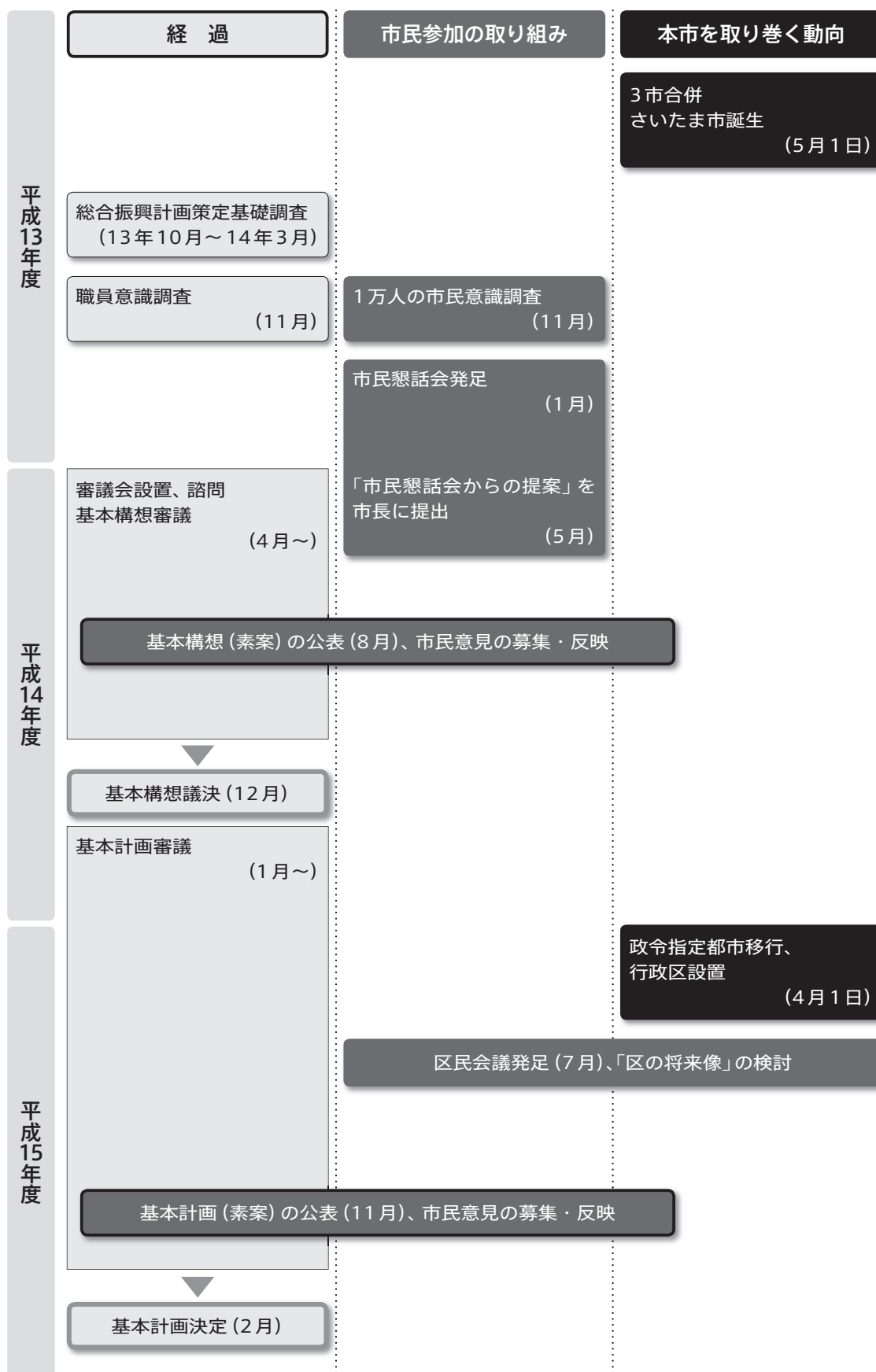
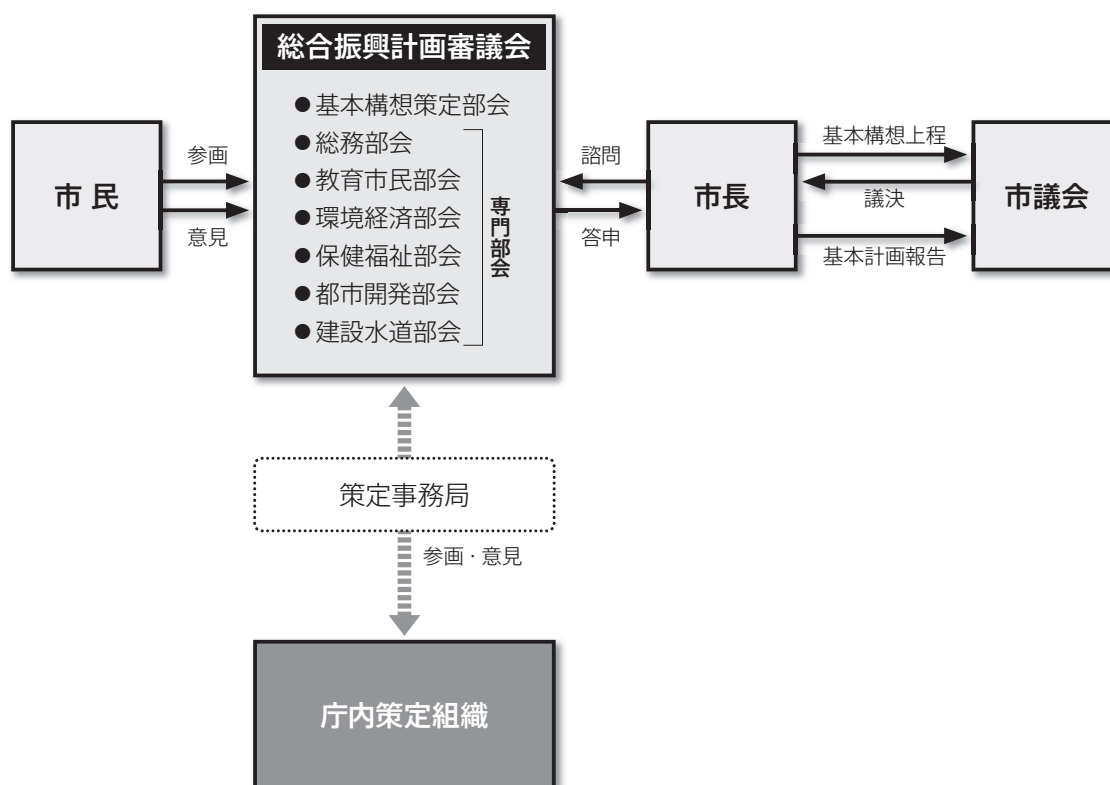


資 料

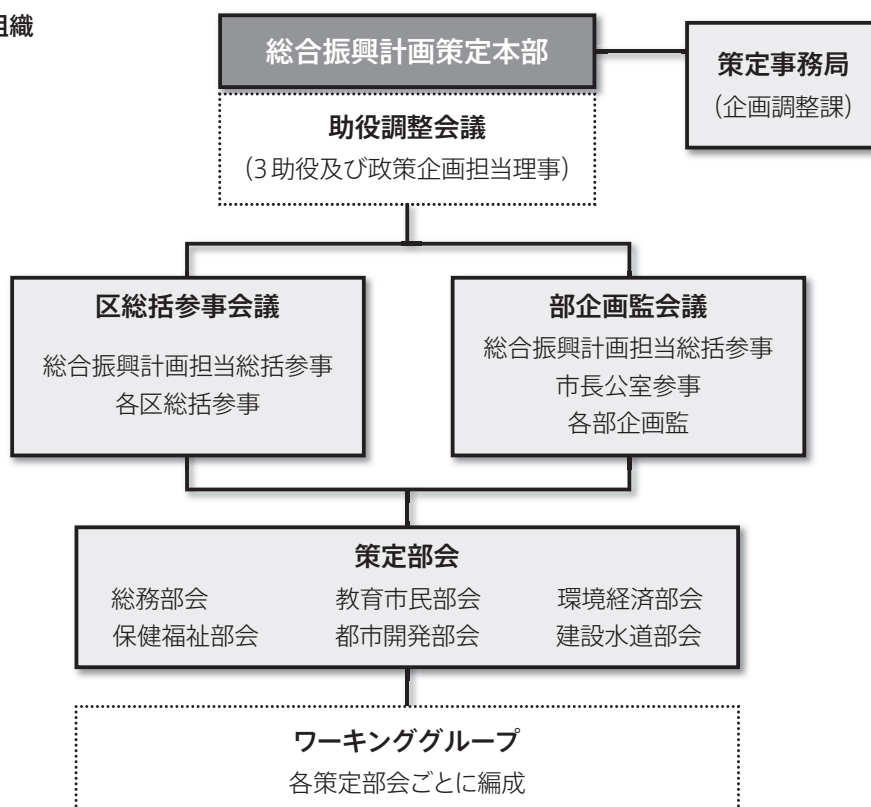
1 策定の流れ



2 策定体制



■ 庁内策定組織



3 さいたま市総合振興計画審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の総合振興計画の策定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市民代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

4 さいたま市総合振興計画審議会委員名簿

(五十音順)

委員名		所属専門部会
會田 真言	さいたま市自治会連合会会計理事	構想、保・福
飯島 和夫	埼玉県総合政策部地域政策局長	
石川 久雄	川崎市産業振興財団副理事長	環・経(部会長)
市川 千恵	さいたま市下水道事業審議会委員	建・水
岩木 浩	さいたま市助役	教・市
岩木 由香	埼玉県生態系保護協会大宮支部副支部長	環・経、都市
尾島 佐和子	国際ボランティアの会副代表	教・市
小野 達二	さいたま市みどり愛護会会長	環・経
恩田 守雄	D地区(見沼区)市民懇話会代表	構想、総務
○ 貝山 道博	埼玉大学経済学部教授	構想(部会長)
川瀬 佑介	H地区(南区)市民懇話会代表	構想
河端 静子	日本障害者協議会代表	教・市、保・福
神崎 功	さいたま市議会都市開発委員会委員長	都市
窪田 陽一	埼玉大学大学院理工学研究科教授	建・水(部会長)
◎ 黒川 洸	東京工業大学名誉教授	構想
古坂 藤吉	都市基盤整備公団埼玉地域支社副地域支社長	都市
佐藤 敏郎	浦和商工会議所専務理事	環・経
渋谷 十	さいたま農業協同組合代表理事組合長	環・経
清水 朝子	B地区(北区)市民懇話会代表	構想、教・市
清水 志摩子	さいたま市行政改革推進懇談会委員	総務
霜田 紀子	さいたま市議会教育市民委員会委員長	教・市
須原 浩子	さいたま市都市計画審議会委員	構想(部会長代理)
大工原 潤	G地区(浦和区)市民懇話会代表	構想、教・市
高梨 邦彦	浦和医師会会長	保・福
田口 邦雄	さいたま市議会副議長	
土橋 貞夫	さいたま市議会保健福祉委員会委員長	保・福
富澤 賢治	聖学院大学政治経済学部教授	教・市(部会長)
内藤 尚志	さいたま市助役	構想、総務、保・福
中島 進	E地区(中央区)市民懇話会代表	構想、都市
中津原 努	都市づくりNPOさいたま副理事長	都市
永峰 富一	C地区(大宮区)市民懇話会代表	構想、都市
新村 能溥人	I地区(緑区)市民懇話会代表	構想、環・経
西村 匡弘	東京電力株式会社埼玉支店総務部長	都市
西山 充子	さいたま市民生委員児童委員協議会副会長	保・福

※左欄◎は審議会会長、○は会長職務代理

※所属専門部会の正式名称は次のとおり。構想：基本構想策定部会、総務：総務専門部会、教・市：教育市民専門部会、環・経：環境経済専門部会、保・福：保健福祉専門部会、都市：都市開発専門部会、建・水：建設水道専門部会

※基本構想策定部会は各地区代表委員及び希望者により構成した。その他の専門部会については、希望により2部会まで所属可能とした。

委員名		所属専門部会
橋本 考司	東日本電信電話株式会社埼玉支店企画部長	総務
長谷川 浄意	さいたま市議会議長	
花岡 能理雄	さいたま市議会環境経済委員会委員長	環・経
引間 成子	A地区(西区)市民懇話会代表	構想、総務
平田 玄	IT関係	総務
深井 康夫	F地区(桜区)市民懇話会代表	構想、都市
細沼 武彦	さいたま市議会総務委員会委員長	総務
松下 潤	芝浦工業大学 システム工学部教授	都市(部会長)
松田 芳隆	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画室長	構想
松本 暁司	埼玉県サッカー協会会長	都市
三浦 匡史	こうぬま・水と緑を楽しむ会世話人	建・水
宮地 文子	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授	保・福(部会長)
護 雅行	さいたま市助役	都市
山中 信一	さいたま市議会建設水道委員会副委員長	建・水
横道 清孝	政策研究大学院大学教授	総務(部会長)
吉田 みすず	さいたま市PTA協議会与野ブロック理事	教・市

前任者		備考
福島 正道	さいたま市議会議長	15年4月まで
中村 圭介	さいたま市議会副議長	15年4月まで
岡崎 康司	さいたま市議会総務委員会委員長	15年4月まで
加藤 得二	さいたま市議会総務委員会委員長	14年7月まで
秋本 清一	さいたま市議会教育市民委員会委員長	15年10月まで
川上 正利	さいたま市議会教育市民委員会委員長	15年4月まで
近藤 一良	さいたま市議会教育市民委員会委員長	14年7月まで
青羽 健仁	さいたま市議会環境経済委員会委員長	15年4月まで
武笠 光明	さいたま市議会環境経済委員会委員長	14年7月まで
中山 欽也	さいたま市議会保健福祉委員会副委員長	15年4月まで
遠藤 一夫	さいたま市議会保健福祉委員会委員長	14年7月まで
角 靖子	さいたま市議会都市開発委員会副委員長	15年4月まで
野口 吉明	さいたま市議会都市開発委員会委員長	14年7月まで
芝間 衛	さいたま市議会建設水道委員会委員長	15年4月まで
佐伯 鋼兵	さいたま市議会建設水道委員会委員長	14年7月まで
伊藤 保彦	東日本電信電話株式会社埼玉支店企画部長	15年6月まで
永井 隆吉	都市基盤整備公団埼玉地域支社副地域支社長	15年7月まで
中村 一巖	埼玉県総合政策部地域政策局長	15年3月まで
萩尾 隆吉	さいたま市助役	15年9月まで

5 諮問・答申

さ政企発第 67 号

平成 14 年 4 月 25 日

さいたま市総合振興計画審議会

会 長 様

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市総合振興計画について（諮問）

さいたま市総合振興計画を策定したいので、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 さいたま市総合振興計画基本構想について
- 2 さいたま市総合振興計画基本計画について

平成 14 年 10 月 31 日

さいたま市長 相 川 宗 一 様

さいたま市総合振興計画審議会

会 長 黒 川 洸

さいたま市総合振興計画基本構想（案）について（答申）

平成 14 年 4 月 25 日にさいたま市総合振興計画基本構想、基本計画の策定について、さ政企発第 67 号をもって諮問を受け、本日まで、審議会全体会、基本構想策定部会、専門部会にて延べ 11 回にわたる会議を開催してまいりました。

合併後、初めての総合振興計画の策定であり、政令指定都市としての役割を果たし、市民福祉の向上に資するため、審議会では、さいたま市を取り巻く諸情勢を勘案しつつ、21 世紀前半を展望した長期的視点に立って総合的かつ慎重な審議を行ってまいりました。

基本構想の策定にあたりましては、初期の段階から、市民 1 万人を対象とした意識調査の実施、行政区ごとに各地区 12 名ずつ 9 地区合計 108 名の公募市民による市民懇話会の開催、市報やインターネット等により広く市民の意見を求めるなど、それぞれの段階で市民に開かれた計画案の策定作業が進められたことは、策定過程を重視した計画づくりとして、審議会としても評価できるものであります。

私ども審議会は、こうした市民意見を尊重しつつ、市民に分かりやすく開かれた市政の実現を目指し、市民と行政のパートナーシップにより、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、お互いを尊重しながら「協働」していく都市づくりの推進を念願し、別冊のとおり、基本構想（案）を取りまとめたので答申いたします。

なお、今後、当審議会では、基本構想に関する様々な意見も踏まえつつ、総合振興計画基本計画の審議を進めてまいります。

平成16年2月12日

さいたま市長 相 川 宗 一 様

さいたま市総合振興計画審議会
会 長 黒 川 洸

さいたま市総合振興計画基本計画(案)について(答申)

平成14年4月25日付け、さ政企発第67号で「さいたま市総合振興計画基本構想」及び「基本計画」について諮問を受けた当審議会は、まず、都市づくりの基本理念、将来都市像や行政施策の大綱を示す基本構想についての審議を進め、審議会全体会、基本構想策定部会、専門部会にて延べ11回にわたる会議を重ね、平成14年10月31日に「基本構想(案)」について答申いたしました。続いて当審議会は、基本構想に基づく各行政分野ごとの施策を総合的、体系的に示す基本計画についての審議に入り、本日までに審議会全体会、専門部会を延べ35回にわたり開催してまいりました。

基本計画の審議に当たりましては、全体会で計画の構成を検討した後、各専門部会に分かれ、分野ごとの施策の体系などを積み上げ、さらに各区の将来像につきましては、各区民会議の意見を尊重し審議を行ってまいりました。

また、基本構想及び基本計画の策定に当たりましては、策定初期の段階から公募市民による市民懇話会を開催するなど多くの市民の参画を得、さらに市報やインターネット等により広く意見を求めるなど、市民に開かれた計画案の策定作業が展開されたことは、策定過程を重視した計画づくりとして真に評価できるものです。

当審議会は、このように市民意見を尊重しつつ、市民に分かりやすく開かれた市政の実現を目指し、市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚して、お互いを尊重しながら「協働」していく都市づくりの推進を念願し、活発な意見交換を行いながら別冊のとおり基本計画(案)をまとめましたので、本日ここに答申いたします。



6 審議会開催概要

		会議名称	主な審議事項
平成14年度			
4月	25日	★ 審議会全体会（第1回）	委嘱・諮問、基本構想策定部会委員の指名
5月	16日	基本構想策定部会（第1回）	市の将来像の検討、基本構想に関する審議①
5月	30日	基本構想策定部会（第2回）	基本構想（たたき台）の提示、基本構想に関する審議②
6月	6日	★ 審議会全体会（第2回）	専門部会委員の指名
		専門部会（第1回）	基本構想に関する審議③
6月	21日	基本構想策定部会（第3回）	基本構想（素案）のとりまとめ①
7月	4日	★ 審議会全体会（第3回）	基本構想（素案）のとりまとめ②
			基本構想（素案）の公表及び市民意見募集（8/1～8/30）
10月	3日	基本構想策定部会（第4回）	基本構想（素案）に対する市民意見の検討など
10月	31日	★ 審議会全体会（第4回）	基本構想の答申
			基本構想の議決（12月市議会）
			基本構想の審議 （全体会4回、基本構想策定部会4回、専門部会3回）
1月	9日	★ 審議会全体会（第5回）	基本計画に関する策定スケジュール・構成の説明
		専門部会（第2回）	基本計画に関する審議①
			基本構想の公表
3月	27日	★ 審議会全体会（第6回）	基本計画の構成（案）の提示
		専門部会（第3回）	基本計画に関する審議②
平成15年度			
4月	24日	専門部会（臨時会）	基本計画に関する審議②（続）
5月	29,30日	専門部会（第4回）	基本計画（たたき台）の提示、基本計画に関する審議③
7月	2,3日	専門部会（第5回）	基本計画に関する審議④
7月	22,24,25日	専門部会（第6回）	基本計画に関する審議⑤
8月	21日	★ 審議会全体会（第7回）	基本計画素案のとりまとめ①
			区民会議との「各区の将来像」の調整（8～9月）
			専門部会長による部会間調整（9月）
9月	29日	★ 審議会全体会（第8回）	基本計画（素案）のとりまとめ②
			基本計画（素案）の公表及び市民意見募集（11/1～12/1）
1月	29,30日	専門部会（第7回）	基本計画（素案）に対する市民意見の検討など
2月	12日	★ 審議会全体会（第9回）	基本計画の答申
			基本計画の審議 （全体会5回、専門部会30回）

7 市民参加の状況

◎総合振興計画策定のための1万人の市民意識調査

調査期間	平成13年11月中旬～下旬
調査対象	さいたま市に居住する20歳以上の市民約10,000人
有効回答率	47.3%（4,719票）

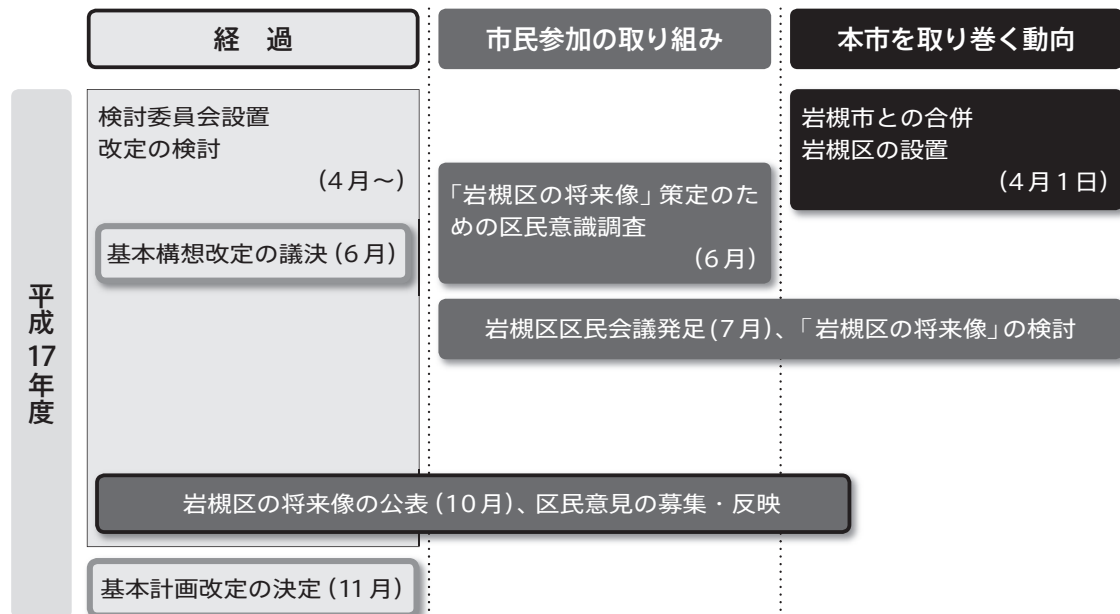
◎さいたま市総合振興計画策定市民懇話会

目 的	さいたま市総合振興計画の策定にあたり、市民意見等の計画内容への反映を図るため、地区の特色あるまちづくり、そのために必要な方策、これからのさいたま市の目指すべき方向などについて話し合い、総合振興計画の素案作成に対して提案していくことを目的としました。									
設置期間と開催回数	平成14年1月～5月の5か月間にわたり活動しました。 第1回はオリエンテーションを兼ねた全体会とし、その後、4回の地区別懇話会を開催して、地区の特色あるまちづくりについて提案をまとめ、最後となる第6回は各地区の提案を市長に提出し、発表する会としました。									
構 成	行政区画の編成方針に基づいて、9つの地区別に懇話会を編成することとしました。また、懇話会に参加する会員はすべて公募とし、市内在住者及び市内への通勤・通学者を募集の対象としました。									
応募状況と会員数 (応募数)	会員数は各地区12名の合計108名としました。地区ごとの応募状況は次のとおりです。									
	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	G地区	H地区	I地区	総数
	27	29	27	39	27	16	43	28	23	259
総合振興計画策定への参画	市民懇話会の提案、意見が総合振興計画に反映されるよう、各地区から1名ずつの総合振興計画審議会委員を選出することとし、会員互選により決定しました。									

◎基本構想、基本計画に対する市民意見の募集

基本構想に対する市民意見募集の概要	意見募集期間：平成14年8月1日～30日 募集方法：市報8月号に公表素案を折り込み、全戸配布 意見をくださった人数：114人 分類整理の結果による意見数：309件
基本計画に対する市民意見募集の概要	募集期間：平成15年11月1日（土）～12月1日（月） 募集方法：市報11月号に公表素案を折り込み、全戸配布 意見をくださった人数：68人 分類整理の結果による意見数：99

8 岩槻市との合併による改定の流れ



◎「岩槻区の将来像」策定への市民参加の状況

さいたま市総合振興計画 「岩槻区の将来像」策定 のためのアンケート	調査期間：平成17年6月初旬～下旬 調査対象：岩槻区に在住する20歳以上の区民2,000人 有効回答率：41%
「岩槻区の将来像」に対する区民意見募集の概要	意見募集期間：平成17年10月7日～19日 募集方法：市報さいたま岩槻区版に意見募集実施の案内を掲載、区内公共施設において素案を閲覧に供する ご意見をくださった人数：9名 分類整理の結果による意見数：20

◎総合振興計画検討委員会委員名簿

(五十音順)

委員名		
	會田 真言	さいたま市自治会連合会副会長
	稲村 英夫	元岩槻市教育長
	大庭 誠司	さいたま市助役
	大村 進	元岩槻市文化財調査委員会委員長
○	貝山 道博	元総合振興計画審議会副会長(構想部会長)
	金井 平一	岩槻区自治連合会代表
◎	黒川 洸	元総合振興計画審議会会長
	佐藤 敏郎	さいたま商工会議所専務理事
	霜田 紀子	さいたま市議会総務委員会委員長
	須原 浩子	元総合振興計画審議会構想部会長代理
	高橋 清司	元岩槻市助役
	蝶野 聡	岩槻商工会議所専務理事
	鶴崎 敏康	さいたま市議会議長
	武笠 光明	さいたま市議会副議長

※左欄◎は検討委員会委員長、○は委員長職務代理

前任者			
	佐伯 鋼兵	さいたま市議会議長	17年6月まで
	川上 正利	さいたま市議会副議長	17年6月まで
	吉山 悟	さいたま市議会総務委員会委員長	17年6月まで
	内藤 尚志	さいたま市助役	17年7月まで

用語解説

用 語	解 説
あ	
IT (Information Technology)	「情報技術」、または「情報通信技術」。コンピュータやインターネットなど、情報通信技術とその応用、利用などに使用されている様々な情報システムや技術手法の総称。
アーバンデザイン	建物のデザインや道路構造などに配慮し、美しい街並みを形成するなど魅力ある都市空間の創出を図ることをいう。
アメニティ	快適性や心地よさを表す言葉。ここでは、快適な環境のことを指し、生活する場所が安全・健康的・便利・快適な状況をいう。
雨水貯留浸透施設	雨水などを地中に浸透させ地下水の量の増加を図る施設のこと。雨水浸透ます、浸透管、透水性舗装などがその例である。
NGO (Non-Governmental Organization)	非政府組織。一般には、国際協力や国際交流など、国境を越えて活動する団体を指す場合が多い。
NPO (Non-Profit Organization)	民間非営利団体。自発的に公益的な活動を行う民間団体をいう。
LRT (Light Rail Transit)	従来の路面電車に比べ、スピードや輸送力などの機能を向上させた次世代型路面電車。地下鉄と比べ建設コストが安く、また地上と地下の移動がないなどの利点もある。
オゾン層	大気中でオゾンを多く含む層で、動植物に有害な紫外線を吸収する作用を持つ。オゾン層はフロンガスなどによって破壊されやすいという特性がある。
温室効果ガス	地球温暖化の原因となるガスのことで、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガスなどがある。
か	
外部監査制度	行政に対する監査機能の独立性、専門性をより充実させるため、市の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者が、第三者の立場から独自に監査を行う制度。政令指定都市では、包括外部監査（外部監査人が自らの判断によりテーマを設定し、随時に監査を行う制度）が義務づけられている。
学校評議員制度	学校外の有識者、保護者の代表や地域の代表などに対し、学校運営についての意見、助言を求める制度。評議員は学校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
合併処理浄化槽	し尿と併せて生活雑排水（台所や風呂などからの排水）を処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独浄化槽に比べて、水質汚濁の削減効果が高い。
環境影響評価	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業などの実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価し、環境の保全上の意見などを聴取し、事業計画に反映させることで公害防止や環境の保全を図ること。
環境リスク	環境を汚染した化学物質が人の健康に悪影響を与えたり、生態系などに有害な影響を及ぼす危険性の程度をいう。
危険物施設	消防法で定められた量以上の危険物を製造、貯蔵または取り扱う施設で、設置には市町村長の許可を要する。

用 語	解 説
既成市街地	都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域をいう。
キャッチセールス	街頭などで言葉巧みに商品などを売りつける商法。
行政評価システム	効率的、効果的で透明性の高い行政運営のため、行政の政策、施策や事務事業を評価する仕組み。
近郊緑地保全区域	良好な自然環境を有し、首都圏の秩序ある発展に寄与する緑地を保全することを目的とし、無秩序な市街地化のおそれがあり、その保全による効果が著しい地区として、首都圏近郊緑地保全法により指定された区域。
区民会議	各種団体や公募などの委員で構成され、地域の課題についての協議や提言を行う一方、行政との協働によるまちづくりなどの活動を行うもの。区の特徴を生かした魅力あるまちづくりを行うとともに、区政に広く区民の意見を反映させることを目的とする。
グループホーム	地域の住宅で数人の障害者または高齢者が共同で生活する形態。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、その他の日常生活の援助が行なわれる。
ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、必要とされる保健・医療・福祉全般にわたるサービスを効果的に受けられるように支援し、調整する仕組み。
交通需要マネジメント	道路渋滞、自動車排ガス問題などの対応として、交通手段の変更、利用時間の変更、自動車の効率的な利用など、自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、自動車交通量を削減する方法。
合流式下水道	家庭から排水された汚水と雨水とを同一の管渠で排除する下水道の方式で、早期に整備された下水道で採用された方式。最近では、汚水と雨水を別々の管渠で処理する分流式下水道となっている。
コージェネレーション	石油や都市ガスなどのエネルギー資源から、電気（発電）と熱（給湯・冷暖房）という異なるエネルギーを同時に得るシステムで、エネルギー効率を大きく改善することが可能となる。
国際標準化機構 (ISO) (International Organization for Standardization)	国際的に適用する製品やシステムの規格、標準を制定する非政府機関。ISO9000シリーズ（品質マネジメントシステム規格）、ISO14000シリーズ（環境マネジメントシステム規格）をはじめ、鉱工業、農業、医薬品など、電気・電子分野を除く全産業分野で様々な国際規格を作成している。なお、ISOという略称は、「平等」を意味するギリシャ語 isos に由来する。
コーホート法	将来人口を推計する手法の一つ。代表的なものとして、要因法と変化率法があり、要因法では、ある年の男女別年齢別人口を基準人口とし、人口変動の要因である男女別年齢別出生率、男女別年齢別社会移動率、女子年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を推計する。変化率法では男女別年齢階級別人口について変化率を設定し、将来人口を推計する。
コミュニティ会議	区内において、広くまちづくりを行う団体で区長の認定を受けたものをいう。区民会議や行政と連携し、住みよく、魅力あるまちづくりの実現を図るため、実践的活動を行う団体。
コミュニティビジネス	地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネス。
コンベンション	大会、会議、展示会、見本市などの総称。
さ	
最低居住水準	健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠であり、すべての世帯が確保すべき水準として、国の住宅建設五カ年計画で定められた住宅の規模などに関する目標。

用 語	解 説
産学官連携	技術開発や製品開発などにおいて、産業界（産）、大学・研究機関（学）、国・県・市（官）が連携して取り組むこと。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、廃油など、法で定められた20種類の廃棄物。
酸性雨	工場や自動車などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが取り込まれて生じる酸性化された雨（通常pH（水素イオン濃度指数）5.6以下の雨）をいう。
市街地再開発事業	一定の街区の敷地を統合し、共同建築物の整備や公共的なオープンスペースの確保などにより、快適で安全な都市環境を再生する事業。
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。
資源循環型社会	環境への負荷をできるだけ少なくするように、廃棄物などの再使用（使えるものは再度使う）・再生利用（原料として再生できるものは原料に戻す）などが図られている社会。
持続可能な（社会・都市）	産業活動をはじめ人間の諸活動が、環境に十分配慮して営まれ、将来世代に継続することのできる社会・都市。
シックハウス	建材・内装材に含まれた揮発性化学物質による室内空気汚染などにより、居住者に体調不良が生じること。症状が多様で様々な複合要因も考えられるため、シックハウス症候群と呼ばれる。
周産期医療	母子の生命や身体に影響の大きい周産期（出産前後の期間で、妊娠満22週から生後満7日未満まで）における、重症妊娠中毒症などのハイリスク妊娠や異常分娩・低出生体重児などに対するための医療。
スプロール	地価の安い郊外で無秩序に住宅化が進み、虫食い状に市街地が広がること。
生活ホーム	指導員による日常生活支援を受けながら、数人の障害者が地域で共同生活する場。
生産緑地	市街化区域にある農地のうち、環境保全や災害防止に役立て、良好な都市環境を形成するよう、計画的に保全するために生産緑地法に基づいて指定されたもの。
創業支援オフィス（インキュベーション施設）	起業家やベンチャー企業などの立ち上がりを支援するため、低廉な料金で事業スペースを提供する施設。なお、インキュベーションとは元来孵化器を意味するが、転じて、ベンチャー企業などの起業家を支援・育成することをいう。
総合型地域スポーツクラブ	主にヨーロッパにみられるスポーツクラブの形態で、地域住民の自主的な運営を原則として、子どもから高齢者までが参加して、様々なスポーツを楽しんだり、指導を受けたりすることのできるスポーツクラブ。
総合設計制度	土地の有効利用、公共的なオープンスペース（公開空地）の確保など、市街地環境の改善のため、その目的に適合した一定の条件を満たす建築物に対して、容積率や高さなどの規制を緩和する制度。

た

ダイオキシン類	環境ホルモンの一種として、近年、発がん性や胎児への影響などの強い毒性が問題となっている化学物質。特にごみ焼却過程で生成、排出されるダイオキシン類が社会問題となっている。
耐震性貯水槽	特に耐震性に注意が払われ、震度7程度にも耐えられる消火用の貯水槽をいう。
第二創業	既存企業が経営革新などにより新たな市場に進出して、事業を大きく発展・変革させること。
地球温暖化	人間活動の拡大により二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの温室効果ガスの大気中における濃度が増加し、地表の温度が上昇することをいう。

用 語	解 説
地区計画制度	地区の特性を生かした良好な環境の整備・保全のため、一定の区域における公共施設の配置や規模、建築物の用途や形態などについて定め、開発行為や建築行為などを規制、誘導する計画制度。
地産地消	地域で生産した農産物をその地域の中で消費すること。
中高一貫教育	高校入試を行わず、中学校教育と高等学校教育とを接続した6年間の一貫した教育。子どもが高校入試の影響を受けず、計画的・継続的な教育指導ができるなどの利点があげられる。
直結給水	受水タンクを使わずに、配水管から蛇口までをパイプで直結し、水道水を供給する方式。
DV (Domestic Violence)	配偶者、恋人などの親密な関係にある者からの暴力をいう。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力、経済的な締めつけなど、身体の安全と尊厳を脅かす力の行使すべてが含まれる。
デジタルデバイド	パソコンやインターネットなどのIT（情報通信技術）を利用できる環境にあるかないかの差で生じる、個人間の経済的・社会的な格差。また、この格差は、国家間、地域間でも起こりうる事が指摘されている。
電子市役所	市民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化のため、行政運営に当たり、情報の電子化や情報通信ネットワークの活用を積極的に進めること。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地や歴史的・文化的に重要な緑地、動植物の生息、生育地となる緑地などを対象として指定、保全を図る制度。
都市型レンタサイクル	自転車利用の促進や放置自転車対策のため、鉄道駅、市街地中心部や公共施設などで通勤・通学や買物など、不特定多数の利用者を対象として自転車を貸出する仕組み。
都市基幹公園	主として市域内に居住する市民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園のこと。総合公園と運動公園に区分される。
土地区画整理事業	換地（土地の交換分合）と減歩（地権者からの用地の一部を提供）により、道路、公園などの整備改善、良好な宅地の創出を図る事業。

な

ナノテクノロジー	ナノは10億分の1を意味する。10億分の1メートルという原子や分子レベルの微細な加工などを扱う技術の総称で、材料、エレクトロニクス、機械、バイオ、創薬・医療などの幅広い分野で注目されている。
ニュースポーツ	体力、技術、性別、年齢に左右されず、だれもが手軽に楽しめるとともにルールに弾力性があるなどの特長を持ち、近年日本で考案されたり、外国から導入された比較的新しいスポーツ種目の総称。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営感覚に優れた農業経営をめざす担い手として市町村が認定した農業者のこと。認定農業者には、育成のための支援措置が講じられる。

用 語	解 説
は	
パークアンドライド	都心部などの自動車交通の混雑緩和のため、郊外の鉄道駅やバスターミナルなどの周辺に駐車場を設け、自宅から自家用車で最寄駅まで行き、鉄道やバスに乗り換える仕組み。
HACCP (危害分析重要管理点方式) Hazard Analysis Critical Control Point System	食品の加工において原料から最終製品化に至る各加工段階で衛生・品質管理チェックを行う方式。
パブリックコメント制度	行政が計画などを定めるに当たり、その案を広く公表し、市民の意見を聞き、その意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きをいう。
バリアフリー	高齢者や障害のある人など、だれもが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。
PFI (Private Finance Initiative)	公共施設などの建設、維持管理や運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的、効果的に公共サービスを提供するという考え方。
ヒートアイランド現象	建物の密集や冷暖房の普及、道路の舗装による輻射熱の増大など、様々な要因のために、都市部が郊外部と比べて気温が高くなっている現象。等温線を描くと都市部を中心に島状になるため、こう呼ばれる。
ファミリー・サポート・センター	働く人の仕事と子育て・介護との両立などのため、子育て・介護などの援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となって、相互に助け合う仕組み。
保存緑地	市条例に基づく制度で、良好な自然環境の確保や美観風致の維持のため、一定の基準に該当する民有の樹林地などを指定し、その保全の奨励金を交付する。
ま	
埋蔵文化財	地中に埋まっている土器や石器などの遺物と、貝塚や住居跡などの遺構をいう。
まちづくり協定	地域のまちづくりについて、住民などの当事者が自主的に約束し、合意した協定。独自性を生かした細かなルールづくりができる。
や	
優良賃貸住宅	一定の基準以上の規模と設備を備えた賃貸住宅。優良な民間賃貸住宅の供給を促進するため、その建設を行う事業者に対する支援制度が設けられている。
ユニバーサルデザイン	障害の有無などに関わらず、すべての人が利用しやすいように製品、建物や都市施設などをデザインすること。
ら	
ライフライン	電気、水道、ガス、電話など、線や管で結ばれた日常生活に不可欠なシステムをいう。都市防災における重要な視点とされている。
緑地協定	都市緑地保全法に基づき、一定区域の土地の所有者などが合意による協定を結び、樹木などの既存の緑地の保全や生垣の設置など、自らの土地の緑化に取り組む制度。
わ	
ワークショップ	立場や経験の異なる参加者が、共同作業を通じ、お互いの考えや立場を学び合いながら、知恵や創意工夫により意見をまとめていく手法。考え方を整理していく過程を参加者全員で共有しながら合意を形成していくことに意味がある。

地域資源

さいたま市には自然的・歴史的資源が豊富にあります。代表的なものは次のとおりです。

地域資源	解 説
岩槻城址	戦国時代(15世紀後半)に太田道灌によって築かれたと伝えられ、現在は、広大な城郭の一部が岩槻城址公園(県指定文化財、大正14(1925)年指定)となっている。岩槻城の城門といわれる黒門や公園内を巡る土塁・空堀などが往時の面影を残している。
大宮氷川神社	JR大宮駅の北東約1.5kmにあり、聖武天皇(724年～749年)の時代に武蔵国一宮と定められた。一の鳥居から神社までの参道は約2kmあり、社域は約10万㎡に及ぶ。初詣には全国で10指に入る数の参拝者が訪れるほか、茅の輪くぐり、例大祭、大湯祭などの祭礼は、多くの人々にぎわう。
サッカー	明治41(1908)年に埼玉師範学校(埼玉大学教育学部の前身)に蹴球部が創設されたことが埼玉サッカーの始まりで、その後、卒業した多くの教員が指導者となり、市内をはじめ県内各地でサッカーが広まった。また、浦和レッズ、大宮アルディージャ(ともにJリーグ)及び浦和レッズレディース(Lリーグ)のホームタウンであり、ワールドカップの会場にもなった埼玉スタジアム2002はアジア最大級のサッカー専用スタジアムである。
慈恩寺	天長元(824)年、慈覚大師によって開かれたと伝えられ、当時から大寺として知られていた。岩槻城主北条氏房の家臣伊達房実が寄進した南蛮鉄の灯籠(市指定文化財、昭和35(1960)年指定)があるほか、玄奘三蔵法師の遺骨が納められている玄奘塔がある。
田島ヶ原サクラソウ自生地	国指定の特別天然記念物(昭和27(1952)年指定)。市の南西部、荒川の河川敷にあり、約150万株のサクラソウが自生している。例年3月末から5月の初めにかけて花が見られる。周辺はさくら草公園として整備され、4月中旬にさくら草まつりが催される。サクラソウは県の花、市の花でもある。
時の鐘	寛文11(1671)年、当時の岩槻城主阿部正春の命で鑄造され、城下に時を報じた。享保5(1720)年の改鑄を経て、現在でも明け六つ(午前6時)と、暮れ六つ(午後6時)に美しい音色を響き渡らせている。県指定文化財(昭和33(1958)年指定)。
遷喬館	寛政11(1799)年、岩槻藩士で儒学者であった兄玉南柯(こだまなんか)が開設した私塾。藩士の子弟の教育を行ったもので、後に藩校となる。茅葺の平屋建て約40坪の小規模の建物ながら、全国にも稀な藩校の遺構として残る。県指定文化財(昭和14(1939)年指定)。
氷川女体神社	東浦和駅より北約3kmの位置にあり、見沼を挟んで相対する大宮氷川神社、中川氷川神社とは見沼を神沼とする一体の神社と考えられ、大宮氷川神社とともに武蔵国一宮と称された。北条泰時の奉納と伝えられる県指定文化財の太刀などが収蔵されている。
盆栽村	土呂駅の近く、盆栽園が集まる一画で、大正末期の関東大震災で被災した植木・盆栽職人が移住したのが発端となっている。当時、「盆栽を十鉢以上持つ」「家の囲いはすべて生垣にする」などの在住条件が設けられていた。現在でも盆栽づくりが営まれ、各盆栽園では日中、自由に見学できるよう門戸を開放しており、毎年5月の大盆栽まつりを始め、市外や海外からも多くの人々が訪れている。
漫画会館	日本近代漫画の先駆者・北沢楽天の偉業を顕彰し、楽天が晩年暮らした楽天居跡に整備された。楽天の作品・遺品を含め約30,000点の資料が収蔵されており、常設展のほか、企画展や市民漫画展などが開催されている。

地域資源	解 説
見沼田圃	本市から川口市にかけて広がる見沼田圃は、古くは東京湾の海水が入り込む入江であったが、分離し、沼や湿地となった。その後、水田確保のため芝川がせき止められ農業用溜池となっていたが、8代将軍徳川吉宗の命により新田開発のため干拓され、利根川から見沼代用水が開通したことにより、見沼は田圃として生まれ変わった。昭和33(1958)年の狩野川台風により大きな浸水被害が発生したが、この時見沼田圃の遊水機能が大きな注目を浴び、主に治水上の観点から開発抑制策が行われてきている。そのため現在でも首都近郊に残された約1,260haに及ぶ豊かな自然空間として、斜面林を背景に田園景観が広がっている。
見沼通船堀	国指定の史跡（昭和57(1982)年指定）。芝川と見沼代用水を結ぶ日本最古といわれる閘門式運河で、同じ閘門式運河であるパナマ運河の完成(1914年)より183年前の享保16(1731)年、徳川吉宗の命によって建設された。3mの水位差を東西2ヶ所に設けられた閘門の開閉によって調節し、船を通行させていた。現在は復元整備され、毎年夏には閘門の開閉実演も行われている。
与野の大力ヤ	国指定の天然記念物（昭和7(1932)年指定）。中央区鈴谷の妙行寺境内の金比羅堂前にあり、樹齢は1,000年と推定されている。樹勢は旺盛で、4月中旬に花が咲く。中世、与野郷を目指す旅人たちのよき道しるべであったと伝えられている。

さいたま^{ゆめ}希望のまちプラン

総合振興計画

基本構想・基本計画

〔改訂版〕

発行日 平成18年1月
企画・編集 **さいたま市 政策局 政策企画部 企画調整課**
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-829-1111 (代表)
URL <http://www.city.saitama.jp/>
頒布価格 1,500円

この計画書は再生紙を利用しています。